事 後 評 価 調 書

I 事業概要							
事業名	公営住宅等整備事業						
地区名	浅井住宅 2 街区						
事業箇所	一宮市						
事業のあ らまし	県営浅井住宅2街区は、公営住宅法等に基づき、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉で						
	良質な家賃の公営住宅を供給するため、愛知県が建設したものである。						
	本事業では、昭和 45 年度に建設され、老朽狭小化した簡易耐火構造 2 階建て 182 戸を除却し、						
	耐火構造8~9階建て 170 戸に建替え、自力で適切な居住水準の住宅を確保できない世帯に対す						
	る低廉で良質な住宅を安定的に供給し、住宅セーフティネットの維持を図ったものである。						
	【達成(主要)目標】						
	住宅セーフティネット(低額所得者、被災者、高齢者、障害者等住宅確保に配慮を要する者に						
事業目標	対する賃貸住宅の供給)の中心として、住宅に困窮する低額所得者等に対して県営住宅の供給を						
	安定的かつ計画的に行う。						
	【副次目標】特になし						
± * #	事業費			P	勺訳		
事業費	21.7億円	□工事費(□	除却費含む)	21.2億円、	口その他	, (調査設計費)	0.5億円
事業期間	採択年度 平成	13年度	着工年度	平成 1	3年度	完成年度	平成21年度
事業内容	除却:簡易耐火構造2	2階建て 26 棟	₹ 182 戸	(延べ床面積	į: 7,778	. 68 m²)	
	建設:耐火構造8~9)階建て4棟	170 戸	(延べ床面積	i: 10, 914	. 60 m²)	

Ⅱ 評価

1

事 業 目 標 の 達

成

状 況

1) 主要目

標の達 成状況

【達成状況】

■住宅に困窮する低額所得者等に対して県営住宅が提供されている事を確認するために、以 下の4項目を評価指標とした。

①空家の状況

完成後全ての部屋に入居者が入居した。平成26年4月1日時点の空家は170戸中3戸 (1.8%) となっており、3戸についても修繕が済み次第募集することとなる。

②応募倍率

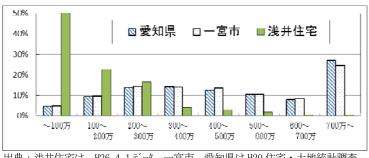
事業完了後の平成22年度の応募倍率は、平均で23倍であり、また、平成25年度において も6.4倍と高く、住宅セーフティネットとしての需要が高い。

H22 倍率	H22 第 1 回	H22 第 2 回	H22 第 3 回	
23.0 (115/5)	17.0 (17/1)	-募集無し-	24.5 (98/4)	
※事業が完了した翌年度 (H22 年度) の浅井住宅の応募倍率 (応募数/募集数)				
H25 倍率	H25 第 1 回	H25 第2回	H25 第 3 回	
6.4 (45/7)	10.3 (31/3)	3. 5 (14/4)	-募集無し-	

※H25 年度の浅井住宅全体の応募倍率(応募数/募集数)

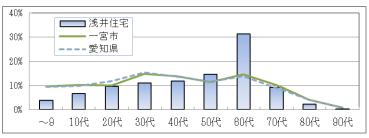
③世帯の年間収入分布

浅井住宅に入居する世帯 の年間収入を、愛知県及び 一宮市の世帯の年間収入と 比べると、3百万円未満に 9割の世帯が集まっており、 目標である低額所得者の利 用に供されている。



4高齢者の入居状況

浅井住宅に入居する世帯の年齢分布を、愛知県及び一宮市と比べると、60代の入居者が多い。住宅セーフティーネットの目的の一つである高齢者の利用に供されている。



出典: 浅井住宅は、H22 の調査データ。一宮市、愛知県はH22 国勢調査

【達成状況に対する評価】

当初目標としていた内容を達成している。

2) 副次目標の達 成状況

【達成状況】

なし

【達成状況に対する評価】

なし

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		平成 13~21 年度	平成 13~21 年度	
	調査設計費		0. 5	
事業費	除却費	24. 7	0.6	
(億円)	工事費		20. 6	
	維持管理費	3. 3	3. 3	H22 実績より算出
	合計(C)	28. 0	25. 0	
効果の算	セーフティネットと	下記【効果の算定		
定要因	しての役割を果たし	のとおり		
	ている状況			

【事業期間に対する評価】

当初事業計画どおり実施できた。

②事業効果の 発現状況

【事業費に対する評価】

設計・発注方法の工夫により工事費の縮減を図ったため、事業費が減少した。

【効果の算定要因に対する評価】

完成後全ての部屋に入居者が入居した。また、平成26年4月1日時点で入居している世帯の内、50.3%の世帯が年間収入100万円未満である等、低額所得者の利用に供されている事から、目標に沿った事業効果が出ている。

【貨幣価値化困難な効果】

〇住戸内の効果

建替事業により、最低居住面積水準(※)以下で生活している世帯の割合が、41.6%から1.2%へと減少し、平均居住面積は約1.5倍に拡大したことでゆとりのある生活が出来るようになった。また、建替前は浴槽が設置されていなかったが、浴槽を設置し、さらに3点給湯としたことで生活水準、安全性が大きく向上した。

〇住戸外の効果

住戸外においては、エレベーターの設置や階段への手摺を設置したことで、高齢者や障害者にも使いやすい共同住宅となっている。

また、1住戸1台の駐車場を確保することで利便性が向上した。

○周辺住民への効果

共用空間である広場(児童遊園)を 1.3 倍の 1,400 ㎡設ける事で、周辺住民の方でも利用しやすいようにした。

	事業採択時	実績	備考
最低居住面積水準以下	41.6%	1.2%	実績はH26.4.1時
で生活する世帯の割合	(45/108 世帯)	(2/167 世帯)	点のデータによる
平均居住面積	42. 7 m²	64. 2 m²	
設備(浴槽)	浴槽なし	浴槽あり(3 点給湯)	
高齢者、障害者への対応		エレベーター及びスロープ設	
		置、通路及び共用階段に	
		手摺設置、室内段差解	
		消、スイッチの大型化等	
敷地内駐車場台数	0台	170 台	県管理の駐車
(駐車場/住戸)	(0%)	(100%)	場台数
広場(児童遊園)	1, 035 m²	1, 400 m ²	

※最低居住面積水準: 単身者は25 m²、2 人以上は10 m²×世帯人数+10 m²

③事業実施による

周辺環境に配慮した住棟計画とし、周辺住環境に配慮した。また敷地内に1住戸1台分の駐車場を確保し、路上駐車等周辺の住環境に配慮した。

Ⅲ 対応方針(案)

今後の事後評 価の必要性

住宅に困窮する低額所得者等に対して県営住宅の供給を安定的かつ計画的に行うという事業目標を達成しており、今後の事後評価は必要無い。

改善措置の必 要性

低額所得者等の利用に供されていること、又浅井住宅の応募倍率も高い事から、事業目標 を達成しており、改善措置の必要は無い。

特に無い。

同種事業に反 映すべき事項

Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

浅井住宅2街区の対応方針(案)[改善措置等の必要なし]を了承する。

Ⅴ 対応方針

改善措置等必要なし